不正競争防止法（1）
新しい時代における知的財産保護

Q

このたび、当社を退職した者が、同じ業界の他の会社へ転職しました。顧客管理業務を行っていた者であり、就業中に知りえた営業秘密が他社に漏れるのではないかと危惧しています。

万一、営業秘密が漏洩するような事態が発生した場合、退職者を処罰することが可能でしょうか。当社では就業規則にも秘密情報漏洩禁止を規定しており、退職者との間でも秘密保持契約を締結しています。

A

従業員が営業秘密を漏洩した場合や、模倣品の販売をした者に対する取り締まりを強化する議論が、近時、活発に行われています（表）。焦点となっているのは、不正競争防止法の改正に伴う退職者への刑事罰導入の是非です。

不正競争防止法は一九九三（平成五）年の全面改正以来、約一〇年、見直しが行われていませんでした。ところが、高度情報化社会の進展に伴う経済・産業構造の変化により、ここ数年、見直し、改正が行われています。

以下に、事業者間の公平な競争ルールである不正競争防止法の概略について、説明します。

1 不正競争防止法の目的と概略

不正競争防止法は、事業者間の公平な競争、およびこれに関する国際約束の的確な実施を確保するための法律です。これによって、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています（法第一条）。

この法律は、全一五条から成っており、「目的」「不正競争の類型」「侵害回復措置」「時効」「適用除外例」「罰則」等について規定されています。民法第七〇九条（不法行為）の特別法に位置づけられています。

独占禁止法と同様に、経済法、競争法に分類され、事業活動における行動基準として重要な法律である一方、知的財産法にも分類され、研究開発をはじめとした営業標識、ノウハウ、営業秘密等の知的活動におけるルールとしての役割があります。

2 「不正競争」の類型

(1) 周知表示の使用行為

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器、包装その他の商品、または営業を表示するもの）として需要者の間に広く認識・周知されているものと同一、もしくは類似の商品等の表示を使用し、またはその商品等表示を使用した商品を譲渡、引渡、展示、輸出・輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供し、他人の商品または営業と混同を生じさせる行為（法第二条第一項）。

(2) 著名表示の使用行為

自己の商品等表示として、他人の著名な商品等表示と同一、もしくは類似のものを使用し、またはその商品等表示を使用した商品を譲渡、引渡、展示、輸出・輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供する行為（法第二条第二項）。

前記「(1)」と異なり、ここでは「混同」を生じさせる行為の有無は問われていません。

(3) 形態模倣行為

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸渡し、譲渡もしくは貸渡しのために展示、輸出・輸入する行為（いわゆる「デッドコピー」の禁止）（法第二条第三項）。

なお、最初に商品が販売された日から起算して三年を経過した場合や、他人の商品と同種の商品が通常有する形態と変わらない場合、同種の商品がない場合には、他人の商品とその機能および効用が同一または類似の商品などは形態模倣行為とはなりません。

また、他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた場合、それが模倣作品であることを知らず、かつ、知らないことについて重大な過失がない場合には、その商品の譲渡、貸渡し行為については、差止請求や損害賠償請求あるいは刑事処分の対象とはなりません（法第一二条第五項）。

〈表〉不正競争防止法改正案骨子

項　目	関連する該当条文	改正骨子
□形態模倣行為に関する処罰対象を拡大	法第2条第3項	1.他社のブランド名を許可なく自社商品に付けて販売する行為を処罰。 2.他社の商品形態を模倣したコピー商品を販売することを処罰。 3.関連法令の改正－関税定率法の改正。不正競争防止法違反の模倣品の輸入を税関で差し止める。
□営業秘密における不正行為に関する処罰対象を拡大	法第2条第4～9項	1.企業に勤める従業員が、企業の営業秘密を海外で漏洩した場合も処罰。 2.企業に勤める従業員が、在職中に秘密保持契約等を締結した後、転職し、秘密を漏洩する行為を処罰。 3.営業秘密にアクセスする権限がない従業員が、営業秘密侵害罪を犯した場合、所属する法人を処罰。
□罰則の強化	法第14条	・原則として5年以上の懲役または500万円以下の罰金とし、懲役、罰金の併科が可能とする。 ※現行は3年以下の懲役または300万円以下の罰金。

(4) 営業秘密に関する不正行為

営業秘密とは、企業が営業上の秘密として管理している情報をいいます。ハイテク製品の中核技術や製造法、顧客データ等です。業界内でだれもが理解しているような技術や情報は、ここでいう営業秘密にはなりません。次に掲げる行為が禁止されています（法第二条第四～九項）。

① 不正取得行為

a 窃取、詐欺、強迫等不正な手段により営業秘密を取得、使用、開示する行為。

b 前記「a」のような不正取得行為の介在を営業秘密の取得時あるいは取得後に知り、もしくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得、使用、開示する行為。

② 不正開示行為

a 営業秘密を保有する事業者から営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で営業秘密を使用、開示する行為。

b 前記「a」のような不正開示行為の介在を営業秘密の取得時あるいは取得後に知り、もしくは重大な過失により、知らないで営業秘密を取得、使用、開示する行為。

なお、営業秘密といえるためには、次の三つの要件を充足している必要があります。

① 秘密として管理されていること

② 事業活動に有用な情報であること

③ 公然と知られていないこと

また、取引によって営業秘密を取得した者が、取得時にその営業秘密について不正開示行為であること、または不正取得行為や不正開示行為が介在している事実を知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない場合、当該取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用、開示する行為については、処罰の対象とはなりません。

（次号に続く）